

「平成30年度第2回中小企業のための法律セミナー」開催！

～大阪弁護士協同組合 菅弁護士・林弁護士が「商品価値向上につながるPL対策」について講演～

大阪府中央会では去る6月20日（水）、マイドームおおさかにおいて「平成30年度第2回中小企業のための法律セミナー」を開催いたしました。参加者は21名でした。

講演のテーマは「商品価値向上につながるPL対策～子どものために必要な安全設計とは～」、講師は大阪弁護士協同組合に所属する菅聡一郎弁護士、林尚美弁護士。

まず、菅弁護士より本日のセミナー趣旨と構成につき説明があり、その後、講演の本題に入りました。



菅 聡一郎 氏



林 尚美 氏

講演では、まず1.「子どもの事故とPL責任」として、(1)製造物と子どもの事故、(2)子どもの事故をめぐるPL裁判例、(3)近時に見られる傾向～ガイド50とJIS規格、安全性確保のための設計例につき、菅弁護士、林弁護士それぞれからレジュメに基づいた詳しい説明が為されました。

続いて、2.「製造物責任に備えるために～最低限の『守り』」では、(1)製造物責任法とは、(2)製造物責任法が期待するもの、(3)「欠陥」は変化する～「設計」に対する消費者期待の上昇、(4)PL保険の重要性につき、実際の裁判例を絡めながら、分かり易い説明が行われました。

最後に、3.「商品価値向上とPL対策～傾向・水準を先取りする『攻め』の設計」として、(1)子どもの事故の特殊性との関係、(2)一歩進んだキッズデザイン、(3)PL対策との両立、高齢者対策につき詳細な説明がなされました。

その後、菅弁護士による総括が行われ、「子どもの安全確保は社会全体の課題であるが、ケアラー（世話をする人）だけでは防げないとの共通理解が広がっている。PL法が製造業者等に求める『通常有すべき安全性』は時代と共に変化していることから、最低限のPL対策（守り）と、もう一歩進んだ商品価値の向上（攻め）を両立させることが必要。そして、こうした変化に対応するために、ルールや傾向等を知らないことは免責ならず、むしろ世界最高水準の知見が重要となりうる。指示警告のあり方も含めた十分な対策が必要不可欠となるため、弁護士等専門家の上手な活用を検討して頂きたい」と、今回の講演を締め括られました。

大阪府中央会では中小企業の皆様が抱える法律上の悩みやトラブルの解決に向けて、今後もこうしたセミナーを定期的で開催してまいりたいと考えております。

お時間の都合がございましたら、是非、次回以降も多数ご参加をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

